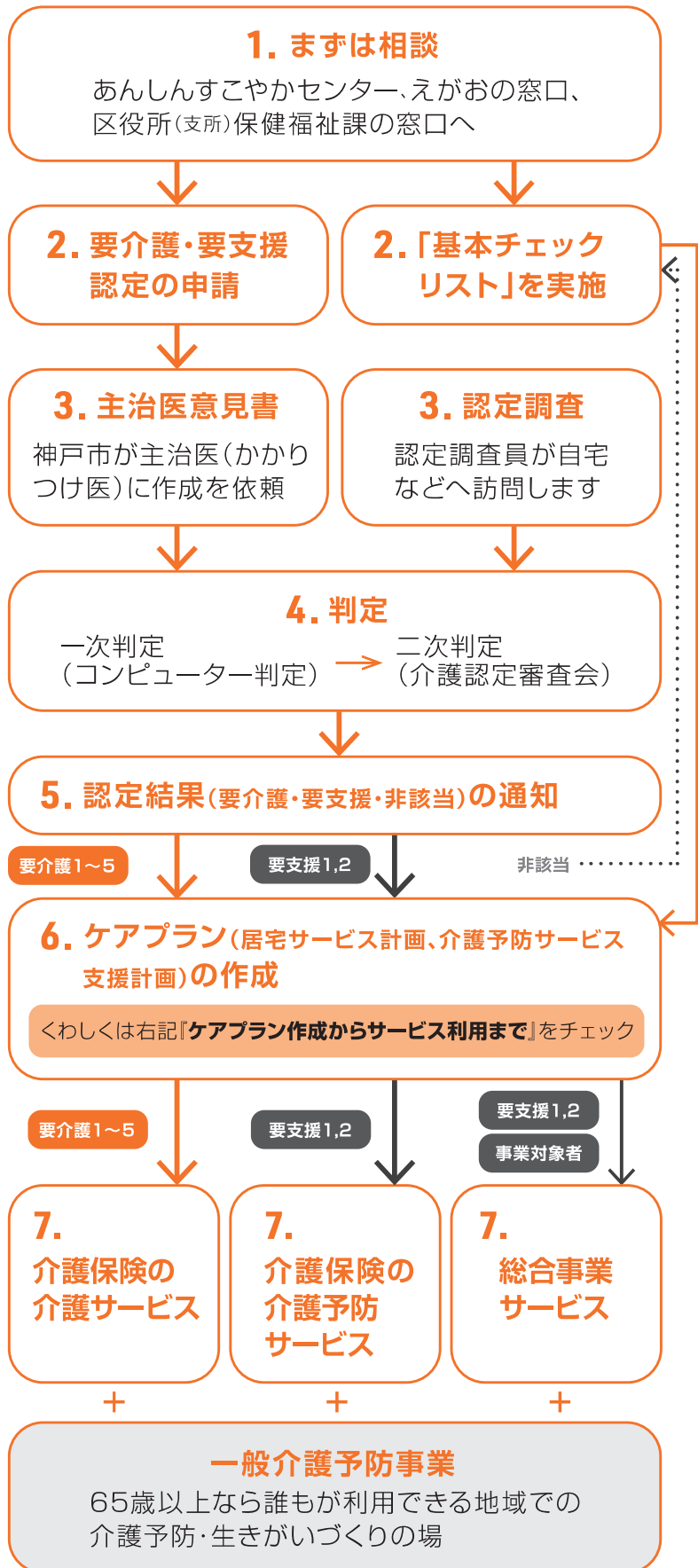


■介護保険サービスの利用には、「介護や支援が必要である」との認定を受けることが必要です。

「基本チェックリスト」(生活機能の状態を確認する25項目の質問票)により事業対象者に該当した方は、総合事業サービスが利用できます。



■ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護度をもとに「ケアプラン」を作成します。【無料】

サービスを適切に利用するために、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを本人、家族、ケアマネジャーが話し合って決めます。

要介護1~5の方

1 えがおの窓口にて作成を依頼

ここからはケアマネジャーがいっしょに！

- 2 利用内容を検討して、ケアプランを作成
- 3 サービス提供事業者との利用調整
- 4 サービス内容の説明を確認
- 5 サービス提供事業者と契約(施設入所希望者は施設と契約)
- 6 サービス利用開始

要支援1・2の方

1 あんしんすこやかセンター、えがおの窓口にてケアプラン作成を依頼

ここからはケアマネジャーがいっしょに！

- 2 利用内容を検討して、介護予防ケアプランを作成
- 3 サービス提供事業者との利用調整
- 4 サービス内容の説明を確認
- 5 サービス提供事業者と契約
- 6 サービス利用開始
[総合事業サービスも利用できます]

事業対象者の方

1 あんしんすこやかセンターにて相談

ここからはケアマネジャーがいっしょに！

- 2 利用内容を検討して、介護予防ケアマネジメントを作成
- 3 総合事業サービス提供事業者との利用調整
- 4 サービス内容の説明を確認
- 5 サービス提供事業者と契約
- 6 サービス利用開始

■介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、次のようなものがあります。その他は「介護保険のあらまし」をご確認ください。

自宅で

訪問介護 (ホームヘルプサービス) ※	要支援1,2 事業対象者	要介護1~5
夜間対応型訪問介護		要介護1~5
訪問入浴介護	要支援1,2	要介護1~5
訪問看護	要支援1,2	要介護1~5
訪問リハビリテーション	要支援1,2	要介護1~5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		要介護1~5
居宅療養管理指導	要支援1,2	要介護1~5

施設に通って

通所介護(デイサービス) ※	要支援1,2 事業対象者	要介護1~5
地域密着型通所介護		要介護1~5
認知症対応型通所介護	要支援1,2	要介護1~5
通所リハビリテーション (デイケア)	要支援1,2	要介護1~5

施設に入所(短期間)

短期入所生活介護 (ショートステイ)	要支援1,2	要介護1~5
短期入所療養介護 (ショートステイ)	要支援1,2	要介護1~5

生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与	要支援1,2	要介護1~5
特定福祉用具販売	要支援1,2	要介護1~5
住宅改修	要支援1,2	要介護1~5

施設入所

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		要介護3~5
介護老人保健施設(老人保健施設)		要介護1~5
介護医療院		要介護1~5

※ 要支援1・2および事業対象者の方は総合事業サービスが利用できます。

■介護保険サービス利用時にかかる費用

サービスを利用したときの利用者負担

介護保険では、要介護度等(「事業対象者」「要支援1・2」「要介護1~5」)に応じて、1か月あたりのサービスの利用上限額が設けられています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者負担となります。

施設サービスを利用した場合居住費、食費、日常生活費等は、原則として利用者の負担となります。なお、利用者負担や介護と医療の負担が高額になり払戻し対象となる方には、お知らせします。

介護保険の負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	
フリガナ氏名	
生年月日	
利用者別居の割合	適用期間
A	開始年月日 終了年月日
B	開始年月日 終了年月日
市	神戸市
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

要介護・要支援認定された場合には、負担割合が記載された負担割合証が発行されます。介護保険のサービスを利用するときには、被保険者証とともに負担割合証を提示してください。

A欄: 負担割合(1割、2割、3割)が記載されます。

B欄: 負担割合の適用期間が記載されます。

利用者負担の軽減制度

くわしい情報は
神戸市ホームページ、または区役所へ



- 利用者負担が高額になった場合の一部払戻し「高額介護サービス費の支給」
- 食費・居住費(滞在費)の軽減「負担限度額認定」など

「介護予防」「フレイル予防」に取り組もう!

誰しも加齢により介護が必要となる可能性があります。フレイルであることに早めに気付いて、「栄養(食・口腔)、運動、社会参加(人とのつながり)」に取り組めば、元の状態に戻ると言われています。いつまでも元気にいきいきと暮らし続けるために、健康づくりや介護予防に取り組ましましょう!

フレイルとは?

病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。





「えがおの窓口」シンボルマーク

えがおの窓口(指定居宅介護支援事業所)

- 要介護認定を受けたい
- 介護サービスを利用したい
- ケアプランの作成
- 要介護、要支援(一部の窓口)の方を担当



あんしんすこやかセンター

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

- 介護等に関する相談
- 要介護(要支援)認定の申請代行
- 地域での支え合い活動の支援
- 介護予防ケアプランの作成



おおむね中学校区ごとに1か所設置しています。あんしんすこやかセンターは担当の地域が決まっています。お住まいの地域のあんしんすこやかセンターは、神戸市ホームページで検索してください。

こうべオレンジダイヤル(認知症についての相談)

TEL 078-262-1717

事故救済制度専用コールセンター(認知症事故救済制度の相談)

TEL 0120-259315

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話

TEL 078-322-6774

兵庫県国民健康保険団体連合会(介護サービス苦情相談窓口)

TEL 078-332-5617

神戸市消費生活センター

TEL 078-371-1221

神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター

TEL 078-381-8406

- 介護保険被保険者証、負担割合証について……………介護医療係
- 要介護(要支援)認定について…保健福祉課(保健事業・高齢福祉担当)

東灘区役所

TEL 078-841-4131

長田区役所

TEL 078-579-2311

灘区役所

TEL 078-843-7001

須磨区役所

TEL 078-731-4341

中央区役所

TEL 078-335-7511

北須磨支所

TEL 078-793-1212

兵庫区役所

TEL 078-511-2111

垂水区役所

TEL 078-708-5151

北区役所

TEL 078-593-1111

西区役所

TEL 078-940-9501

北神区役所

TEL 078-981-5377

[電話受付] 平日 8:45-17:30 [窓口受付] 平日 9:00-17:00

※12:00-13:00は通常より時間がかかる場合や、一部お取り扱いできない場合があります。あらかじめご了承ください。

神戸市お問い合わせセンター

TEL 0570-083-330 または 078-333-3330

[年中無休] 8:00-21:00

FAX 078-333-3314

